

令和6年6月20日

職員の懲戒処分について

消防職員の不祥事に伴い、下記のとおり処分しましたので公表します。

利根沼田広域消防本部

記

1 事案の概要

当該職員は、令和5年12月21日（木）17時頃から21時頃まで沼田市内の飲食店にて生ビールとハイボールを合わせて3杯ほど飲酒し、翌日（22日）3時22分頃、自家用車を運転し帰宅途中に、利根郡内においてタイヤのバーストにより操縦不能となり、道路脇の縁石に接触する自損事故を起こした。その際、警察の現場検証において基準値を超えるアルコールが検出されたもの。

なお、道路交通法違反（酒気帯び運転）により略式起訴され、令和6年4月8日に罰金40万円の略式命令を受け即日納付し、令和6年6月8日に違反点数13点の行政処分通知を受け取ったもの。

2 被処分者

利根沼田広域消防署員 消防副士長 30歳代 男性

3 処分内容（発令日）

停職3カ月（令和6年6月20日）

4 処分理由

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に抵触するため

5 消防長コメント

当本部職員の不祥事により住民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。不祥事の再発防止に職員が一丸となって全力で取り組み、住民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

6 再発防止策

全職員に対して服務規律についての研修を実施するとともに、綱紀の粛正及び再発防止の徹底について、通知文書を発出した。

お問い合わせ先
利根沼田広域消防本部 総務課
連絡先 0278-22-3133